

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	高性能パソコン及び什器・備品一式借受
発 注 課	保) 業務調整課（宿泊・自宅療養担当）
選 定 事 業 者	大丸株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への対応について、自宅療養セットの配送リストなど、自宅療養者の支援用に様々なリストの作成や感染状況等の報告のため、Excelファイルで台帳を管理している。しかし、既設パソコンの処理能力では台帳編集の際に遅延が生じ、それに伴い台帳のデータを使用する後続の作業にも遅れが生じることから、継続して業務を圧迫している。これに伴い、担当職員が深夜勤務する事態となり疲労も蓄積している。このような問題を解消する目的から、より処理能力の高いパソコンが必要である。</p> <p>また、先に急増している自宅療養者への対応体制を職員の増員により強化したところではあるが、事務所のレイアウト及び事務机等の台数上、やむを得ず密な配席となっており、従事者からも改善を求める意見が寄せられている。今後の従事者の入れ替えに支障が出る可能性もあることから、事務所内環境を整備するために事務机等の什器・備品一式が必要である。加えて、新たに設置された区対策本部からの要請により従事者用のパソコンが必要である。これらは現状生じている問題であり、早急に解消するためには緊急で借受を行う必要がある。</p> <p>選定事業者は、本市における什器・備品調達に関して多数の実績があり、迅速かつ確実な納品が可能である。また、第5波及び第6波における体制強化時、事務所の移転や分室の設置の際に備品類の調達を行った業者であり、人員の入れ替わりが多く使用者が頻繁に入れ変わる当班において、単一の業者からの借受とすることで借受品の管理が煩雑にならず、簡易に適切な管理ができる。また、精密機器であるパソコンの運用において、不具合が生じた際の保守依頼も一本化することができることから、効率よく運用することができる。以上より、管理・運用面に優れる借受品を確実に提供できる唯一の業者であるため。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和4年1月31日